

大規模輸出商談会への出展における
鹿児島県ブースの設営・管理及び出展事業者への
サポート業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和7年6月

鹿児島県農政部農政課
かごしまの食輸出・ブランド戦略室

1 趣旨

この要領は、「大規模輸出商談会への出展における鹿児島県ブースの設営・管理及び出展事業者へのサポート業務委託」（以下、「本業務」という。）において、企画提案競技（プロポーザル）により、業者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 本業務の概要

(1) 業務名

大規模輸出商談会への出展における鹿児島県ブースの設営・管理及び出展事業者へのサポート業務委託

(2) 業務目的

既に輸出に取り組んでいる生産者等のもとより、輸出に興味・関心はあるものの、未だ取り組めていない生産者等に対し、鹿児島県ブースを出展することで、輸出商談会の出展を支援し、県内の輸出に意欲的な生産者等の海外への販路開拓を支援する。

鹿児島県ブースの効果的、効率的な運営により、出展事業者と来場者の商談促進に向けて、ブース出展に係る調整、設営及び出展事業者へのサポート業務を委託するもの。

(3) 業務内容

別紙「仕様書（案）」のとおり。

(4) 履行期限

令和8年3月31日（火）

(5) 契約上限金額

4,500千円以内（消費税及び地方消費税含む）

3 参加資格要件

次に掲げる項目を全て満たす者とする。

(1) 法人であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 鹿児島県から指名停止措置を受けている者ではないこと。

(4) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、銀行取引停止処分がなされている者。ただし、鹿児島県が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）にない者であること。

(5) 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人ではないこと。また、次のいずれかに該当する法人でないこと。

ア 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

イ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年

法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員等を利用して

ウ 暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用して

カ アからオまでに掲げる者の依頼を受けて、応募しようとする者

(6) 上記(5)のアからキまでに掲げる者の依頼を受けて、応募しようとする者ではないこと。

(7) 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(8) 政治団体、宗教上の組織若しくは団体、その他鹿児島県知事が適当で無いと判断するものを除く。

(9) 共同企画体(JV)の参加については、全ての構成事業者が上記(1)から(8)を満たすこととし、本企画提案競技において、各構成事業者が他の共同事業体の構成事業者として又は単独で本業務に参加することはできないこととする。

4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件に該当しないことが判明した場合
- (2) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積書記載の金額が契約上限金額を超えた場合
- (5) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- (6) 審査の公平を害する行為があった場合
- (7) その他企画提案にあたり、著しく信義に反する行為があった場合

5 スケジュール

項目	日程
企画提案募集開始	令和7年6月24日(火)
質問書受付期限	6月30日(月)
質問書への回答の公表期限	7月3日(木)
参加申込書等提出期限	7月7日(月)
企画提案書等提出期限	7月11日(金)
審査(プレゼンテーション)	7月18日(金)
審査結果通知(予定)	7月下旬

※ 事前説明会は開催しない。

※ 提出書類等は全て午後5時必着とする。

6 質問書

本企画提案競技に関して質問があるときは、質問書（様式1）を提出し、回答を求めることができる。

(1) 提出方法

「5 スケジュール」に示している期限までに電子メールにより提出すること。

※ 電子メールを送付後、必ず電話で着信確認を行うこと。

(2) 回答

質問書に対する回答は、鹿児島県ホームページにおいて公表する。

なお、質問書に対する回答は、本実施要領及び仕様書（案）の追加又は修正とみなす。

■ 県ホームページ

ホーム> 県政情報> 入札情報・資格審査> 入札情報> 大規模輸出商談会への出展における鹿児島県ブースの設営・管理及び出展事業者へのサポート業務委託公募型プロポーザルの実施について

https://www.pref.kagoshima.jp/ag36/shodankai/2026shodankai_operate.html

7 参加申込書等の提出

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式2）

イ 参加資格確認申請書（様式3）

ウ 事業者概要書（様式4）

※ 共同事業者の場合は構成事業者全て。

エ 共同事業者（JV）協定書：A4判，任意様式

※ 共同事業者での申込時のみ必要。予定案で可（本業務の契約締結までに協議書を締結すること）。

(2) 提出期限

「5 スケジュール」に示す期限まで

(3) 提出方法

電子メールによる。

※ 電子メールを送付後、必ず電話で着信確認を行うこと。

(4) 参加資格の決定及び通知

参加資格の確認については、参加申込書等の提出をもって行うものとし、結果（参加資格がないと認めた場合は、その理由も含む）については、後日、参加申込書に記載のメールアドレス宛に電子メールにて通知する。

なお、参加資格を認めた者であっても、当該確認後に参加資格を満たさないことが明らかになった場合は、当該参加資格を取り消すものとする。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書提出かがみ（様式5）

イ 企画提案書本体（実施方針，実施手順，企画内容及びスケジュール，本業務を実施するに当たっての人的体制等を示すこと）

ウ 費用見積書（積算内訳を具体的に示すこと）

(2) 企画提案書の記載内容

企画提案書には，仕様書（案）の「5 業務内容」を踏まえた上で，以下の内容を示すこと。

ア 輸出向け商談会に初めて出展する事業者に対する研修会等の提案

イ 出展事業者が商談会に臨むに当たっての助言・サポート内容に関する提案

ウ 出展事業者からの個別の問合せ等に，きめ細やかに対応できる体制の提案

エ 出展事業者の商談機会を向上させるような鹿児島県ブースの企画・運営に係る提案（出展事業者数は最大8事業者，基礎ブース×4以上のブースを想定し，提案すること）

オ 会期中，出展事業者が商談機会を確保するため，出展事業者向けの商談時のサポート内容に関する提案

カ 商談会の成果（商談数，成約数等）に関する提案

キ 事業実施スケジュール

ク 本業務の遂行に係る実施体制

ケ 類似業務の実績

(3) 提出期限

「5 スケジュール」に示す期限まで

(4) 提出部数

上記(1)のア : 1部

上記(1)のイ，ウ : 8部

(5) 提出方法

持参，郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）又は電子メールによる。

9 企画提案書及び費用見積書の作成に係る留意事項

企画提案書等の作成に当たっては，次の事項に留意すること。

(1) 提出書類はA4サイズとし，様式は任意とする。

(2) 仕様書の内容以外に，契約上限額を超えない範囲で，本業務の目的を達成するために有益と思われる事項があれば追加提案すること。なお，追加提案である旨が分かるように作成し，1頁で作成すること。

(3) 採用された企画提案書の使用権は鹿児島県に帰属する。

(4) 費用見積書の作成に当たっては，仕様書及び企画提案書等に記載した内容を踏まえて，本業務を実施するために必要な全ての費用を算出すること。

(5) 企画提案書等の提出は1者1案とする。

(6) 作成に使用する言語及び通貨は，日本語及び日本国通貨とする。

(7) 作成及び提出に要する費用は提案者の負担とする。

(8) 企画提案書等は返却しない。

10 審査方法等

(1) 審査方法

プレゼンテーションによる審査を実施する。

プレゼンテーションに参加した提案者の中から、審査基準に基づき審査を行い、特に内容等が優れていると認められる提案者を選定する。

ア 開催日時 「5 スケジュール」に記載のとおり

(詳細なスケジュールは、提案者に別途、連絡する。)

イ 開催方式 Web 会議方式

(2) 審査項目及び審査内容

別表のとおり。

(3) 審査結果

審査結果は、全ての提案者に対して書面により通知する。

なお、審査結果についての異議申立ては一切受け付けない。

11 契約の締結

(1) 最優秀提案者となった者を委託先候補とし、鹿児島県と詳細な業務の内容や契約条件について協議し合意した後に委託契約を締結する。

(2) 前項の交渉が不成立の場合には、順次、次点以下の提案者と交渉を行い、委託契約を締結する。

(3) 本業務内容を修正した場合においても、2(5)に定める額を上限とする。

(4) 本業務の委託契約は、鹿児島県の契約書式により契約書を作成するものとする。契約に当たっては、契約書を2部作成し、各1部を保有する。

(5) 委託契約に係る本業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。

(6) 前金払は、契約相手方から前金の請求があった場合、支払うことができるものとする。ただし、部分払は行わない。

12 その他留意事項

(1) 企画提案書等は、提案者に無断で使用しないが、審査に必要な範囲において複製を作成するものとする。

(2) 審査の過程や結果については、鹿児島県情報公開条例（平成12年条例第113号）に基づき、不開示情報を除いて、情報公開の対象になる。

(3) 天災地変その他やむを得ない理由により、本業務の全部又は一部を発注できない場合がある。

13 担当部署（提出先及び問い合わせ先）

鹿児島県農政部農政課かごしまの食輸出・ブランド戦略室

〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号

電話：099-286-3095（直通） FAX：099-286-5587

E-mail：yusyutsu@pref.kagoshima.lg.jp

(別表)

審査項目及び評価の視点

審査項目	評価の視点	配点
全体方針	・本業務の目的及び内容を正しく理解しているか。	10点
業務内容	・商談会に向けた研修会等の提案において、出展事業者がバイヤーとスムーズなコミュニケーションや商談が行えるよう、明確な目的の下、具体的な方法やスケジュールが示されているか。	10点
	・出展事業者が商談会に臨むに当たっての助言・サポートについて、適切かつ効果的な内容となっているか。	10点
	・出展事業者からの個別の問合せ等への対応に当たって、きめ細やかなサポートができるような体制となっているか。	10点
	・出展事業者の商談機会を向上させるような鹿児島県ブースの企画・運営に係る提案となっているか。	15点
	・会期中は、出展事業者の商談機会が確保されるようなサポート内容となっているか。	15点
業務実施体制	・提案内容を確実に実施できる体制・人員配置となっているか。	5点
業務実績	・本業務を遂行するために必要な知識・専門性を有しているか。 ・過去に類似の業務経験があり、提案内容を遂行する能力を有しているか。	5点
業務実施スケジュール	・本業務の実施に関するスケジュールは、妥当かつ確実性があるか。	5点
経費の合理性	・見積書に所要経費、積算根拠が明確に示されているか。 ・提案内容に対する各所要経費は妥当か。	5点
追加提案	・本業務の目的を達成する上で有益な追加提案に対する加点。	10点
合 計		100点